

戸籍の窓口での「本人確認の方法」が変わります

戸籍は、結婚したこと、離婚したことや、親子の関係などが記載される大切なものです。

そのような戸籍の証明書は、他人に不正に取得されないようにしなければなりません。

また、他人がうその届出をすることにより、戸籍に真実でない記載がされることのないようにしなければなりません。そのため、戸籍法が改正され、5月1日からは来られた方が本人であることの確認を徹底することになります。

大山町ではすでに、平成17年10月から、窓口で戸籍の証明書や住民票の写しをとられる際に、本人であることの確認をさせていただいておりますが、今後の戸籍の証明や届出に関する本人確認の方法については、今まで以上にきめこまかな審査をさせていただきますこととなります。

	今までは・・・	➡ 平成20年5月1日からは・・・
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・国や地方公共団体が発行した免許証など ・外国人登録証明書 ・住民基本台帳カード（写真の入ったもの） 	引き続きどれか1枚の提示で確認させていただきます。※顔写真のついた公的身分証明として、住民基本台帳カードの取得をおすすめします。
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・年金手帳 ・年金証書 ・恩給証書 ・住民基本台帳カード（写真のないもの） 	ひとつだけでは本人確認ができたとみなしません。イ、ウに挙げたものを2つ以上お持ちになれば、ご本人であると確認させていただきます。
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証 ・法人が発行した身分証明書などで写真の入ったもの 	ひとつだけでは本人確認できたとみなしません。イ、ウに挙げたものをもうひとつご提示ください。
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳 ・クレジットカード ・キャッシュカード ・税金・公共料金の領収書（本人名義のもの）など 	戸籍の手続きや証明をとる場合の本人確認をするための資料としてみとめられません。

●エについては、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書など交付時の本人確認の資料とさせていただきます場合があります。

■問い合わせ先

住民生活課

☎ 0859・54・5210

障害者手帳をお持ちの皆さんへ

他の市町村から大山町に転入された場合または、大山町内で転居された場合は、住所変更の手続きが必要になります。

お持ちの障害者手帳の住所欄を確認いただき、現在の住所と異なっている場合は手続きをお願いいたします。

また、転入または転居により住所変更をされたことがある方は、確認を行いますので、福祉保健課または各支所総合窓口までご連絡ください。

■手続き・問い合わせ先

大山町福祉保健課

☎ 0859・54・5207

中山支所総合窓口課

☎ 0858・58・6112

大山支所総合窓口課

☎ 0859・53・3311